

芦屋市告示第21号

地方自治法第74条第1項の規定による芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関する住民投票条例制定請求を受理したので、地方自治法施行令第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成31年2月18日

芦屋市長 山中



1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

| | | |
|-----|----|-----|
| 芦屋市 | 竹原 | 浩二 |
| 芦屋市 | 吉田 | 幹子 |
| 芦屋市 | 友廣 | 剛 |
| 芦屋市 | 堀江 | 賀代 |
| 芦屋市 | 田村 | 侑子 |
| 芦屋市 | 藪本 | ゆきゑ |
| 芦屋市 | 大井 | 真琴 |
| 芦屋市 | 北地 | 千鶴 |
| 芦屋市 | 山野 | 麻衣子 |

2 条例制定請求の要旨

芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関する住民投票条例を制定するよう請求する。

※ 1の条例制定請求代表者の住所については、総務部文書法制課において閲覧することができます。